

長崎市監査公表第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年4月27日

長崎市監査委員 三井敏弘
同 三谷利博
同 奥村修計
同 林 広文

1 監査の種類

定期監査（工事監査）（令和2年2月13日付 長崎市監査公表第2号）

2 監査の期間

令和元年9月2日から令和2年2月5日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	環境部	環境整備課
	水産農林部	水産振興課
	上下水道局 事業部	給水課
		浄水課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>環境部 環境整備課</p>	<p>三京クリーンランドほかし尿等中継タンク設置工事 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく請負契約に係る書類の作成及び長崎市長への通知をしていなかった。法令遵守に留意されたい。</p>	<p>工事施工伺い起案時に「設計起案時チェックシート」を添付し、建設リサイクル法に基づく手続きに漏れがないかチェックを行う。また、「法令手続きチェックリスト」を活用し、法令遵守における漏れがないようチェックを実施する。</p>
<p>水産農林部 水産振興課</p>	<p>野野串漁港防波堤改良工事 設計図書において、消波ブロック60tの製作から、消波ブロック80tの製作・据付に設計内容の変更を指示したが、構造等の変更で重要なものであるのに、設計変更に伴う契約変更の手続きを遅滞なく行っていなかった。適正な契約に留意されたい。</p>	<p>本件工事の契約変更の際に、理財部から設計変更のあり方について指摘を受け、平成31年2月18日に課内勉強会（工事担当者）を実施した中で、「長崎市建設工事設計書作成及び設計変更事務取扱要領（土木編）」に基づき、軽微な変更と重要な変更の違いについて再確認した。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえて、改めて令和2年3月4日に課内勉強会を実施し、平成31年3月22日付で改定された「長崎市建設工事設計変更事務取扱要領」に基づいて、軽微な変更と重要な変更の違いについて再確認し、今回の事案が起きた原因（契約変更の認識）について分析を行った。</p> <p>再発防止策として、指示書を出す際に、確認事項についてチェックリストを作成し、指示書に添付することを徹底した。</p>

所属名	指摘	措置
上下水道局 事業部 給水課	配水施設測量・地質調査・設計業務委託 道路上での測量作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	受注者に対して「測量等作業における道路交通法に基づく道路使用許可の取得について（通知）」により指導を行った。 また、今後も同様の業務を発注することがあるため、局内統一した「法令手続き等チェックリスト」を作成し、受注者の指導を徹底し再発防止に努めることとした。
上下水道局 事業部 浄水課	三重浄水場濃縮槽機械設備設置工事 追加工事による請負金額の増額に伴い、下請契約の請負金額の合計が4,000万円以上となるが、建設業法に基づく監理技術者の配置をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	受注者に対して「監理技術者の適正な配置について（通知）」により再発防止に努めるよう指導を行った。 また、監督職員による管理・指導を徹底するため、局内統一した「施工プロセスチェックリスト」を作成し、再発防止に努めることとした。